

学校教育法等の一部を改正する法律案の概要

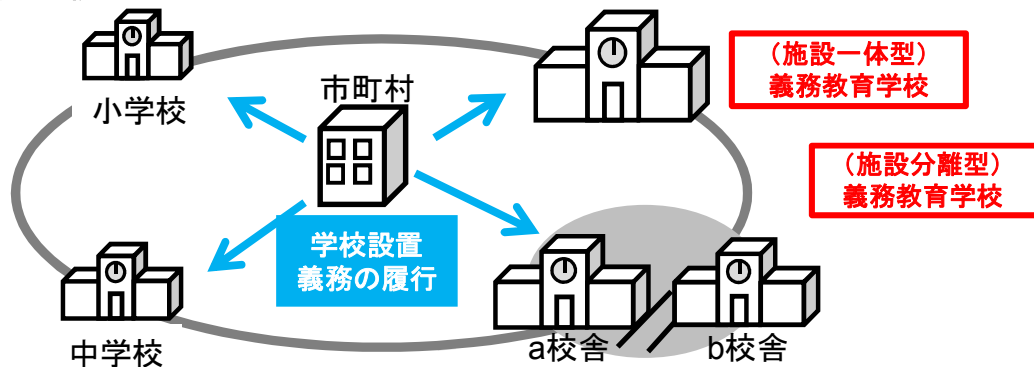
1. 法案の概要

(1) 小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

趣旨・位置付け	☐ 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定(学校教育法第1条関係)
設置者・設置義務	☐ 国公私いずれも設置が可能(学校教育法第2条関係) ☐ 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行(学校教育法第38条関係)
目標・修業年限	☐ 義務教育学校の目的:心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと(学校教育法第49条の2関係) ☐ 9年(小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分)(学校教育法第49条の4及び第49条の5関係)
教職員関係	☐ 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象(義務教育費国庫負担法第2条関係) ☐ 小学校と中学校の免許状の併有を原則(当分の間は例外あり)(教育職員免許法第3条及び附則第20項関係)
施設整備	☐ 施設費国庫負担・補助の対象(小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等)(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係)

※ 就学指定、教育課程の特例等については、政省令で規定する予定

(参考:義務教育学校のイメージ)



(2) 高等学校等専攻科修了生の大学への編入学

- ☐ 学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させることができるようにする等のため、修業年限2年以上その他の文部科学大臣が定める基準(※)を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる制度を創設(学校教育法第58条の2関係)

※ 文部科学大臣が定める基準は、既に大学への編入学が認められている、専修学校専門課程と同等の基準(省令・告示で、修業年限、総授業時数、教員資格等を規定)とする予定

(参考:高等学校専攻科の概要)

- 入学資格 高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部の卒業生
- 設置校数: 138校 在籍生徒数: 8,333人(平成24年 文部科学省調べ)
- ※ 分野としては看護に関する学科(76校、6,726人)が多い。

2. 施行期日

平成28年4月1日(施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能)